



条例制定及び改正の目的

制定

外国資本等による森林買収問題を念頭に
岐阜県の豊かな水を後世に引き継ぐため

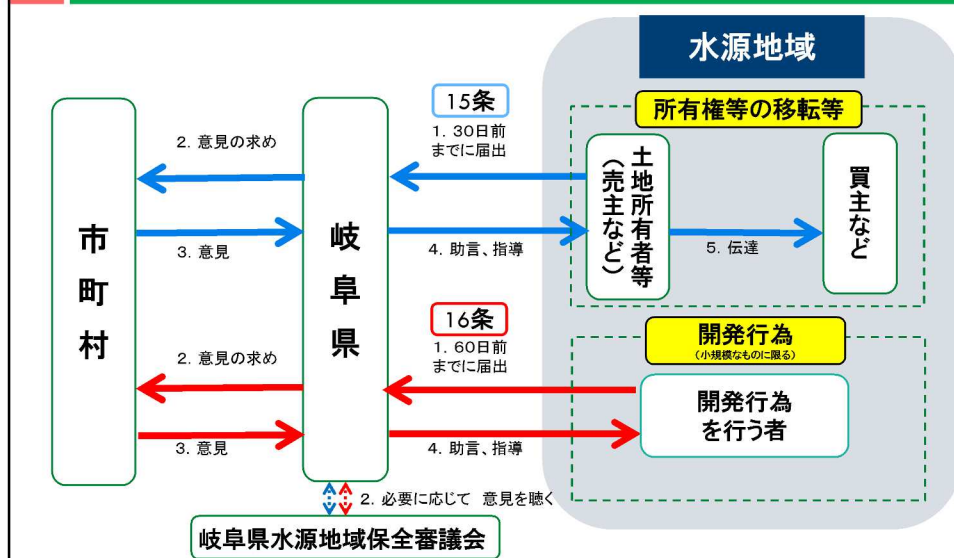
- 平成25年 3月26日 「岐阜県水源地域保全条例」を公布
- 平成25年 4月 1日 「岐阜県水源地域保全条例」を施行
- 平成25年10月 1日 「売買等の事前届出制度」の開始

改正

さらなる水源地域の保全のために

- 令和2年7月9日 「岐阜県水源地域保全条例の一部を改正する条例」を公布
- 令和3年1月1日 「改正条例」の施行
「小規模開発等の届出制度」の開始

事前届出・助言等の流れ



15条の届出義務者と対象行為

○届出義務者：水源地域内に以下の権利を有する者が、次の契約を締結する場合

- 土地所有権 売買・贈与・交換の契約
- 地上権 設定又は移転の契約
- 地役権 設定する契約
- 使用貸借による権利 設定又は移転する契約
- 賃借権 設定又は移転する契約

(注)相続は対象外、生前贈与は対象

(条例15条・条例施行規則第5条)

15条の届出の適用除外

- 次に該当するときは、適用しない。

① 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他規則で定める法人であるとき。

・分収林特措法の森林整備法人、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、土地開発公社

② 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われるとき。

③ 水源地域の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で規則で定めるものの施行として行うとき。

・電気事業法による電気事業者が行う送電線路設置事業の一部（※鉄塔、管渠、開閉所などは届出要）、配電線路設置事業の一部（※電柱、電線等のみ届出不要）
・電気通信事業法による認定電気通信事業者が行う通信設備設置事業の一部（※電柱、電線等のみ届出不要）

（条例第15条・条例施行規則第6条）

16条の届出義務者と対象行為

○届出義務者：水源地域内で次の行為を行おうとする者

- 土石、樹根、鉱物の採掘、開墾、盛土、切土、土砂の堆積
- 建物その他工作物の新築、改築、増築、移転、撤去
- 水資源を採取するための設備の設置

（条例16条・条例施行規則第7条）

16条の届出の適用除外

- 次に該当するときは、適用しない。
 - ① 開発行為者が**国又は地方公共団体**であるとき。
 - ② **非常災害**に際し必要な応急措置を講ずるために行われるとき。
 - ③ **林地開発許可**又は**保安林内作業許可**を受けて行うとき
 - ④ **森林の施業及び管理**に必要な開発行為
 - ⑤ 水源地域の水収支に著しい支障を及ぼすおそれがない次の行為。
 - ・ **自己の居住の用に供する住宅**の建築、移転又は撤去
 - ・ 電柱、電話柱、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する工作物の新築、改築又は増築
 - ・ **家庭用水の取水**を目的とする設備（複数戸分をまとめて取水するものを除く。）の設置
 - ・ 立木の生育を阻害するおそれのないもの

（条例第16条・条例施行規則第7条）

ま と め

○水源地域内で土地の売買・譲渡・賃借等を行う場合は届出が必要です。

- ・水源地域内で相続を除き土地所有権の移転等しようとする場合は、土地所有者が事前に（30日前）届出を提出しなければなりません。

○水源地域内で小規模開発等を行う場合は届出が必要です。

- ・水源地域内で開発しようとする場合は、開発しようとする人が事前に（60日前）届出を提出しなければなりません。

問合せ
岐阜県林政部森林保全課
水源林保全係

〒500-8570 岐阜市数田南2-1-1
電話 058-272-8496（直通）／FAX 058-278-2707
メール c11519@pref.gifu.lg.jp

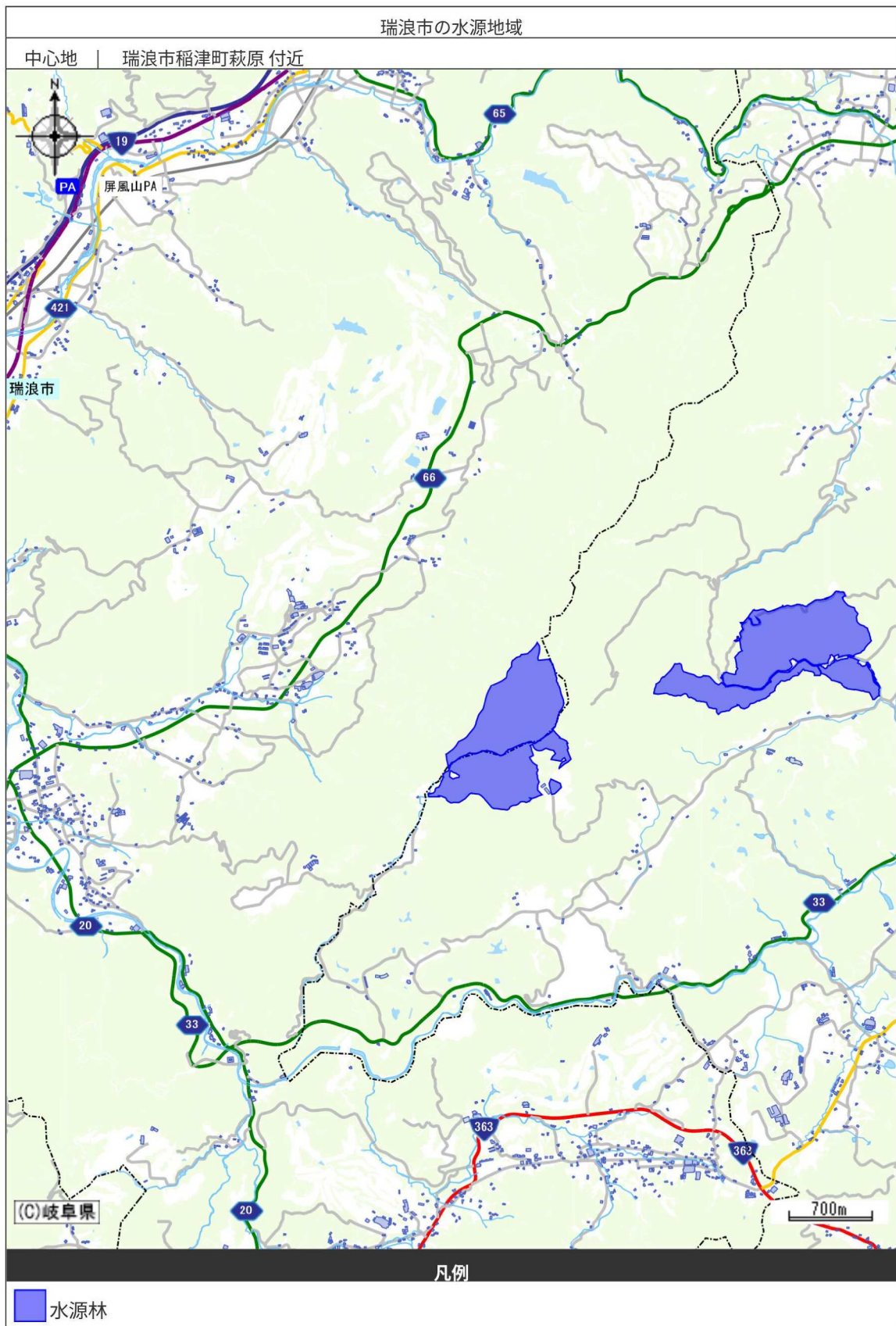


瑞浪市水源地域一覧

●取水箇所が隣接する市町村に所在する水源地域

番号	名称	指定面積	旧市町村	指定林班	大字	字		
(恵那市15)	笹平取水	55ha	山岡町	6	山岡町田代	奥小屋	笹平	桧ヶ峯
			瑞浪市	187	稲津町萩原	黒ノ田	小松ヶ洞	

※取水箇所及び指定面積は、恵那市として、取り扱います。



水源地域内の土地売買等又は開発行為

を行う場合は事前の届出が必要です
岐阜県水源地域保全条例



「清流の国ぎふ」の豊かな水は、県民の財産です。

この水を後世に引き継いでいくためには、その源である水源の保全に取り組んでいく必要があります。

この条例は、水源地域保全のために、土地利用が適正に利用されることなどを目的としています。

詳しくはホームページをご覧ください

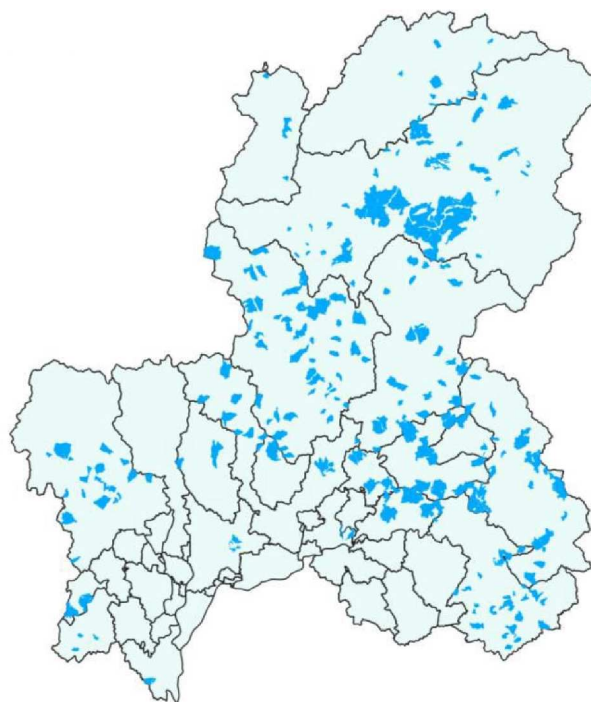
岐阜県水源地域保全条例

検索



清流の国ぎふ

岐阜県の水源地域



■ 水源地域

事前届出の概要

区 分	土地の所有権等の移転等の届出	開発行為の届出
対 象 と なる行為	○所有権、地上権、地役権、賃借権、使用貸借による権利の移転又は設定に係る契約を締結する場合（相続は除く）	○土石、樹根、鉱物の採掘、開墾、盛土、切土、土砂の堆積 ○建物その他工作物の新築、改築、増築、移転、撤去 ○水資源を採取するための設備の設置
対象除外	○国、県、市町村との契約 ○非常災害に際し必要な応急措置を講ずるためのもの ○規則で定める公益性の高い事業である場合 1 電気事業法による電気事業者が行う送電線路設置事業の一部（※鉄塔、管渠、開閉所などは届出要）、配電線路設置事業の一部（※電柱、電線等のみ届出不要） 2 電気通信事業法による認定電気通信事業者が行う通信設備設置事業の一部（※電柱、電線等のみ届出不要）	○非常災害に際し必要な応急措置を講ずるための行為 ○森林施業及び管理に必要な開発行為 ○規則で定める開発行為 1 自己の居住の用に供する住宅の建築、移転又は撤去 2 電柱、電話柱、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する工作物の新築、改築又は増築 3 家庭用水の取水を目的とする設備（複数戸分をまとめて取水するものを除く。）の設置 4 立木の生育を阻害するおそれのないもの
届 出 者	土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方（売り主）	開発行為を行おうとする方
届出時期	契約をしようとする 30日前 まで	開発行為をしようとする 60日前 まで

※届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合、勧告・公表・5万円以下の過料が科せられます。

提出先・問合せ先

機 関 名	住 所	電話番号（内線）
県庁森林保全課水源林保全係	岐阜市薮田南2-1-1（県庁14階）	058-272-8526（直通）
岐阜農林事務所林業課	岐阜市薮田南5-14-53（OKBふれあい会館 第1棟8階）	058-214-7406（直通）
西濃農林事務所林業課	大垣市江崎町422-3（西濃総合庁舎）	0584-73-1111（389）
揖斐農林事務所林業課	揖斐郡揖斐川町上南方1-1（揖斐総合庁舎）	0585-23-1111（441）
中濃農林事務所林業課	美濃市生櫛1612-2（中濃総合庁舎）	0575-33-4011（232）
郡上農林事務所林業課	郡上市八幡町初音1727-2（郡上総合庁舎）	0575-67-1111（251）
可茂農林事務所林業課	美濃加茂市古井町下古井2610-1（可茂総合庁舎）	0574-25-3111（424）
東濃農林事務所林業課	多治見市上野町5-68-1（東濃西部総合庁舎）	0572-23-1111（291）
恵那農林事務所森林保全課	恵那市長島町正家後田1067-71（恵那総合庁舎）	0573-26-1111（315）
下呂農林事務所林業課	下呂市萩原町羽根2605-1（下呂総合庁舎）	0576-52-3111（220）
飛騨農林事務所森林保全課	高山市上岡本町7-468（飛騨総合庁舎）	0577-33-1111（484）

電子メールによる提出の場合は、各機関のホームページに記載されたメールアドレスへ送付してください。

岐阜県林政部森林保全課水源林保全係

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 電話 058-272-8526

FAX 058-278-2707 E-mail c11519@pref.gifu.lg.jp

岐阜県ホームページ<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9280.html>



岐阜県

R6.9.1